

# 伊丹市情報公開条例

(平成15年3月27日条例第5号)

平成17年3月24日条例第1号改正  
平成18年6月27日条例第29号改正  
平成25年3月27日条例第8号改正  
平成25年3月27日条例第9号改正  
平成28年3月28日条例第12号改正  
平成30年12月25日条例第59号改正

伊丹市公文書公開条例（平成元年伊丹市条例第32号）の全部を改正する。

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第14条）

第3章 審査請求

第1節 諮問等（第15条—第17条）

第2節 他の法令等との調整（第18条）

第4章 情報公開の総合的推進（第19条—第21条）

第5章 補則（第22条—第25条）

付 則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を保障することにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政への参画と協働によるまちづくりを推進し、もって地方自治の本旨に基づく市民自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、消防長、公営企業管理者及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付すること（電磁的記録にあつては、これらに相当する行為）をいう。

(実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、公文書の公開を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

**第4条** 公文書の公開を請求しようとする者は、この条例の目的に則して適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報をこの条例の目的に則し、適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の公開

(公開請求権)

**第5条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

**第6条** 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

**2** 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の規定により公開請求書を実施機関に提出した者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

**第7条** 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- イ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、当該部分を除く。）
- (2) 法人その他の団体（市、国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で法人等又は個人から任意に提供された情報であつて、当該法人等又は当該個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、その他公共の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (5) 市並びに国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるなど、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるもの。ただし、意思形成の基礎となった事実に関する情報を除く。
- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により、公開することができないと認められる情報

（公文書の部分公開）

**第8条** 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、公文書の公開を行わなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公文書の存否に関する情報）

**第9条** 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかにその旨を伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成17年伊丹市条例第1号）第2条に規定する伊丹市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。

（公開決定等）

**第10条** 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条第1項の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、速やかに、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

**第11条** 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については同項の規定により延長した期間を更に30日以内に限り再延長することができ、当該再延長した期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、第1項の期間内に、この項を適用する旨、その理由及び残りの公文書について公開決定等をする期限を書面により通知しなければならない。

4 実施機関が、第1項に規定する期間内（前2項の規定により当該期間が延長され、又は再延長された場合にあっては、当該延長後の期間内又は再延長後の期間内）に公開決定等を行わないときは、公開請求者は、公文書の公開をしないことの決定が行われたものとみなすことができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

**第12条** 公開請求に係る公文書に市、国等及び公開請求者以外の者（以下この条、第16条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ア又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第15条の2第1項及び第16条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公文書の公開の実施）

**第13条** 実施機関は、公開決定を行ったときは、速やかに、公開請求者に対し、当該公文書の公開を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による公開にあっては、公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供することができる。

（手数料等）

**第14条** 公開請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社（旧有限会社を含む。）、合名会社、合資会社若しくは合同会社が公開請求をする場合又はこれらの法人に勤務する者がこれらの法人の業務の執行のために公開請求をすることが明らかであると認められる場合においては、手数料として公文書1件につき1,000円を前納しなければならない。
- 3 前条の規定により公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成その他の交付に要する費用（前項に規定する手数料を納付した者が公文書の写しの交付を受ける場合にあっては、交付に要する費用が納付した手数料の額を超えないときは無料とし、交付に要する費用が納付した手数料の額を超えるときは交付に要する費用から手数料を減じた額とする。）を負担しなければならない。

### 第3章 審査請求

#### 第1節 諮問等

（審査請求）

**第15条** 公開決定等（第11条第4項の規定により決定が行われたものとみなす場合を含む。）について不服のある者は、実施機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

- 2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

**第15条の2** 前条第1項の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- （1）審査請求が不適法であり、却下するとき。
- （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているとき及び行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書において反対する旨の意見が述べられているときを除く。

- 2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

**第16条** 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
- （2）公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3）当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

**第17条** 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第2節 他の法令等との調整

**第18条** この条例は、法令又は他の条例の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる公文書については、適用しない。

- 2 この条例は、伊丹市立図書館その他の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

## 第4章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

**第19条** 実施機関は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、この条例に定める公文書の公開のほか、その保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

- 2 実施機関は、市民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、その保有する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(情報の公表制度)

**第20条** 実施機関は、市民が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、市の長期計画、重要な基本計画等実施機関の保有する情報で規則で定めるものの公表を行うものとする。

- 2 実施機関は、同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開をした場合等で、市民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

**第21条** 市が出資している法人で規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の目的に則し情報公開を行うため必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めなければならない。

## 第5章 補則

(公文書の管理)

**第22条** 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(公文書の検索資料の作成等)

**第23条** 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(運用状況の公表)

**第24条** 市長は、毎年度、各実施機関の公文書の公開の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊丹市公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりなされている公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）の公開の請求は、第6条第1項の規定によりなされた公開請求とみなす。

3 この条例の施行の際現になされている旧条例第13条第1項に規定する不服申立ては、第15条第1項に規定する不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項の規定により設置された伊丹市公文書公開審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に第18条第1項に規定する伊丹市情報公開審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

## 付 則〔平成17年3月24日条例第1号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、伊丹市個人情報保護条例の施行の日から施行する。

(伊丹市情報公開審査会の廃止及び伊丹市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)



- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の伊丹市情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第18条第4項の規定により委嘱された伊丹市情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により伊丹市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧情報公開条例第18条第4項の規定により委嘱された伊丹市情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行前に伊丹市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは伊丹市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について伊丹市情報公開審査会がした審査の手続は伊丹市情報公開・個人情報保護審査会がした審査の手続とみなす。

**付 則〔平成18年6月27日条例第29号〕**

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則〔平成25年3月27日条例第8号〕**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**付 則〔平成25年3月27日条例第9号抄〕**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（伊丹市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条の2の規定によりなお存続するものとみなされる伊丹市土地開発公社の保有する公文書（伊丹市情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に係る公開及び不服申立ての手続については、同公社の清算が終了するまでの間は、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正前の伊丹市情報公開条例（次項において「改正前の情報公開条例」という。）の規定（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）により伊丹市土地開発公社がした処分は、同公社の清算が終了した後は、第1条の規定による改正後の伊丹市情報公開条例（次項において「改正後の情報公開条例」という。）の規定により市長がした処分とみなす。
- 4 伊丹市土地開発公社の清算が終了した際現に改正前の情報公開条例の規定により同公社に対してなされている公文書の公開の請求又は不服申立てについては、改正後の情報公開条例の相当規定により市長に対してなされた公文書の公開の請求又は不服申立てとみなす。

付 則〔平成28年3月28日条例第12号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分についての不服申立てであって、この条例の施行の日前にされた行政庁の処分については、なお従前の例による。

付 則〔平成30年12月25日条例第59号〕

この条例は、公布の日から施行する。